

本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 令和5年 9月 12日

本人 氏名： _____ 生年月日： 昭和10年 _____	作成者 氏名： _____ 職業(資格)： 介護支援専門員 連絡先： _____ 本人との関係： 担当介護支援専門員
---	---

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 令和4年 12月）
 - 要支援（1・2） 要介護（①・2・3・4・5）
 - 非該当
- 障害支援区分（認定日： _____年 _____月）
 - 区分（1・2・3・4・5・6） 非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない 一部について支援が必要 全面的に支援が必要
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

介護保険サービスを利用し、掃除や買い物、服薬介助などの支援を受けて、独居での生活を継続している。医療面でも訪問診療、訪問看護、訪問薬局を利用中。認知機能の低下が見られており、服薬忘れや室内で通帳や保険証等を紛失することが増えている為、金銭管理等の支援が必要と感じている。また難聴の為、電話での対応など連絡調整が困難な状況である。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

※ 以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は、良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる 理解できない場合がある
- ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる 記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない 記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない
 支障となる行動がときどきある 支障となる行動がある

(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

短期記憶の低下により、通帳やキャッシュカードをしまった場所を忘れてしまい、関係者数名で室内を捜索することが2~3か月に1回程度ある。また数分前に話した内容を忘れてしまい、前に話した内容と違う話をされたり、妄想や作話と思われる発言も度々聞かれる為、真実がわからず関係者が混乱することも多い。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

現状では本人が金銭管理をしているが、通帳やキャッシュカード、印鑑、身分証明証などを紛失することが増えており、必要な時にお金を引き出せない状況になることがこれまでに数回あった。権利擁護センター・地域包括支援センター職員と連携を図り、その都度対応しているが、本人の管理では限界が来ており、現在、今後の支援方法について検討中。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

金銭管理については、これまでも通帳やキャッシュカードの紛失があり、本人も困っている状況。本人より安心して金銭管理を任せられる人をお願いしたいとの希望もあり、必要な支援を受けられるように早急に調整が必要と考える。また88歳と高齢の為、今後の生活において入院や施設入所等が必要になる状況も考えられるが、独居で身寄りがない状況の為、身元引受人等についても検討しておく必要がある。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

本人も金銭管理に不安を感じている為、説明時は「よろしくお願いします」と理解を示していたが、認知機能の低下もあり、正しく理解できているかは不明。現在の関係者が関わる以前に自身で知人と後見人契約を結んでいたが、現在は音信不通の為、本人も変更を希望されていた。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

本人は現在の環境の中で生活したいと希望されている。身の回りのことなどは自身で行える部分も多く、今まで通り医療や介護サービスを受けながら在宅生活を継続することが望ましいと考える。現状では認知機能の低下が見られる為、金銭管理の問題があり、また高齢・独居で身寄りもない為、身元引受人等の問題も出てきているが、金銭管理や契約行為等の専門家に支援を依頼することで、本人の意思を尊重し、本人の希望する生活が安心して送れるようになるのではと考えている。